

# 生徒指導におけるガイドライン

岐阜県立岐阜総合学園高等学校

本校では、教育基本法をはじめ教育関係法規に則り、「学校の教育方針」と「生徒指導の重点」を掲げ、明るく微笑みのある安全で安心な学校づくり、地域から愛され信頼される学校づくりを推進し、「凛として美しく」を生徒指導の合い言葉に、挨拶・礼儀・身だしなみを指導するとともに、思いやりの心を大切にするようはたらきかけています。

「生徒への共感的な理解に徹し、自己指導能力を育てる」という生徒指導の理念に立ち、規範意識の醸成に重点を置き、生徒指導上の対応に係る学校内の指導基準をあらかじめ明確化し、体系的で一貫した指導方法の確立に努めながら、問題行動を起こした生徒に対する特別指導を行います。指導内容については、「積極的な生徒指導の充実」があげられます。問題行動等の発生を未然に防止するため、目前の問題に対応するといった課題解決的な指導だけでなく、**成長を促す積極的な生徒指導（発達支持的生徒指導、課題未然防止教育）**を心がけ、生徒及び保護者等に対して明示することを徹底します。

指導基準の適用及び具体的指導に当たっては、「教職員のチームの強化」と「学校・家庭・地域の関係機関等の連携の強化」という2つの側面から共通理解を図り、一貫性のある、粘り強い指導を行うことが重要であると考え、「是は是、非は非」「してはいけない事は、してはいけない」と、毅然とした指導を行います。社会環境（法制度、生徒を取り巻く環境等）は大きく変化し、生徒が学校生活を送る上で特別な支援が必要な場合があり、個別の事案に応じ生徒の心情に配慮した対応を行っていきます。

教育的指導（特別指導）事案と法的な対応（懲戒処分）事案について、本ガイドラインのとおり明文化しましたので、ご理解とご協力をお願いいたします。

今後とも、本校では、安全で安心な学校づくり、また、生徒・保護者等・地域の皆様から信頼され、愛される学校づくりを一層推進してまいります。

## 【 問題行動を起こした生徒に対する特別指導について 】

### 1 特別指導について

#### 1) 問題行動を起こした生徒に対する特別指導の基本的な考え方

- ①特別指導は、生徒の抱える問題を解決するとともに、自分の行動の結果が招いたことの重みを理解させ、これからの高校生活が健全に営まれることを目的として行う。
- ②問題行動が発生した際、生徒指導委員会を開き、今後の指導方針等を検討する。特別指導をする際、保護者等の理解を得た上で実施する。  
重大な問題行動事案または本人の反省度が低く、家庭において保護者等が本人と向き合い解決するために生活を見直す場合、保護者等の理解を得て若干の日数に限り家庭に留め置く指導を行うこともある。
- ③特別指導は、校長が申し渡しを行い、解除も校長が行う。
- ④教員と生徒の人間関係を重視し、生徒自身が在り方・生き方を考えることのできる指導・援助をする。

### 2 特別指導を実施するための留意点

#### 1) 問題行動を起こした生徒に対する事実関係の確認

- ①該当生徒及び関係者から事情の聞き取りをする。聞き取りの時間は、出席扱いとする。

- ②複数の教員による事情の聞き取りにより、事実関係の整合性を図る。
- ③該当生徒には事実について所定の用紙に自書させる。

## 2) 生徒の人権への配慮

- ①事情の聞き取りの段階から、生徒の人権に十分配慮する。
- ②学校は教育の場であることを重視し、教育的配慮のもとに指導する。
- ③特別指導の実施に当たっては、当該生徒の置かれている状況や心情を踏まえるなど、生徒及び保護者等の理解を得る。

## 3) 家庭への説明及び連携

- ①特別指導については、どのような場合に、どのような手順と方法で、どの程度の期間で行うか、明確な基準を設け、事前に生徒及び保護者等に説明し理解を得る。
- ②指導方法については、家庭の状況等を配慮する。
- ③特別指導の意義、方法、日程、心得、課題等について文書で示し、説明する。
- ④特別指導中は、保護者等との連絡を密にする。

## 4) 校内の体制

- ①一貫した指導方針のもとに対応する。  
教師、SC、SSWなど「チーム学校」として組織的な連携を強めながら、それぞれの専門性を生かして、多様な背景を持つ生徒へ対応していく。
- ②指導内容及び指導方法については、生徒指導委員会で十分に検討する（議事録を作成）。指導方針案を校長に報告し、校長の責任のもとに特別指導を実施する。

### ※生徒指導委員会メンバー

教頭、生徒指導主事、生徒指導部、年次主任、当該担任及び副担任、部顧問等

- ③問題行動の事実、生徒及び保護者等への対応、指導経過等を全て記録する。
- ④指導経過等は、個別の生徒ごとにまとめて保存し、事後の指導に生かす。
- ⑤1・2年次で起こした問題行動については、基本的に進路に影響しないよう配慮する。  
但し、複数回の指導を受け、改善が見られない場合、または、3年次で問題行動を起こした場合は十分に検討する。
- ⑥事案によって、管理職と相談の上、関係機関および県教委（学校安全課）と連携を図る。

## 3 特別指導のガイドライン

以下の問題行動を起こした生徒に対し、それぞれの事案に応じて担任または教科担任による指導、生徒指導部による学校指導、校長等による特別指導を実施する。

指導内容については、該当生徒からの聞き取り内容をもとに、関係職員を招集し生徒指導委員会を開き検討する。その上で、校長に報告し指導内容を決定する。場合によっては、県教委（学校安全課）の指示を仰ぐ。

- **【嚴重注意】** 教頭または生徒指導主事による嚴重注意の後、担任または教科担任による指導を行う。
- **【学校指導】** 教頭または生徒指導主事による嚴重注意の後、生徒指導部が反省日誌、学習課題、奉仕活動等の指導を行う。
- **【特別指導】** 校長により、訓戒、学校特別指導または家庭特別指導等を行う。  
(但し、事情により教頭が代行することもある)

※ 保護者等にも来校を求め、保護者等・生徒と同席の上で事情を説明し指導について理解を求める。

また、問題行動が度重なる場合や、発生した問題行動が重大である場合、反省状況が良く

ない場合、保護者等との連絡を密にし、県教委（学校安全課）との連携をとりながら丁寧に指導にあたる。

### 【具体的な事案】

#### 1) 刑法犯行為

- ①窃盗（万引き、車・単車盗、自転車盗、占有離脱物横領、侵入盗）
- ②粗暴犯（生徒間暴力、対教師暴力、恐喝・脅迫）
- ③強盗・強制性交
- ④器物損壊（故意か過失かで指導内容が異なる。）
- ⑤不正乗車・定期券不正使用
- ⑥その他の刑法犯行為

#### 2) 不良虞犯行為

- ⑦飲酒・喫煙の行為（所持や同席も指導の対象とする。）
- ⑧定期考査・課題考査での不正行為
- ⑨いじめ（重大事案）  
（慎重に事実の聞き取りを行い、お互いの因果関係から適切な判断をする。）
- ⑩深夜徘徊、不健全娯楽（パチンコ・パチスロ店等への出入り）、不良交友
- ⑪遅刻や無断欠席・無断早退
- ⑫家出（事情を確認し、教育相談的配慮が必要な場合は、指導内容を考慮する。）
- ⑬小テストのカンニング（不正行為）や点数の改ざん等
- ⑭情報モラル違反（インターネットやスマートフォン等を使用した誹謗・中傷、コミュニティサイト等利用による問題行動）
- ⑮授業規律違反、授業妨害
- ⑯その他「校則」違反等

#### 3) 道路交通法違反等の特別法違反行為

- ⑰無免許運転
- ⑱暴走行為、その他交通違反
- ⑲薬物乱用
- ⑳無断免許取得（原付・自動二輪・普通自動車）、四ない運動違反

#### 4) 公職選挙法違反

## 4 懲戒による停学・退学について

（学校教育法第11条、学校教育法施行規則第26条及び第94条を参照）

懲戒は、生徒の身分に係る重要な措置・処分であり、真に教育的な配慮を持って慎重に的確に行うことが必要である。そのため、それまでに行った指導や生徒の問題行動の程度について慎重にかつ厳正に検討して行う必要がある。

### ○ 懲戒による停学・退学に係る基本的な考え方について

繰り返し問題行動を起こす生徒に対し、生徒の状況に応じたきめ細かい指導をした上で、なお懲戒による停学・退学以外に対応がないと判断した場合にのみ実施できる。但し、該当生徒の「改善の見込みがない」ことが大前提である。

その場合、管理職は県教委（学校安全課）に相談し対応策の指示を受ける。

### ○ 生徒指導上における留意点について

当該生徒または関係者から丁寧に事情を聞き取り、事実を明確にする。いままでの指導経過記録および今回の事実をもとに、相応の措置、処分の方角性を検討する会議を開く（緊急生徒指導委員会）。

管理職はその内容を受け、県教委に連絡・相談し指示を仰ぐ。

懲戒処分を実施するに当たっては、これまでに至った経過および理由を生徒・保護者等に対し明確に説明する。また「弁明の機会」を与えことを伝え、生徒・保護者等の希望によっては、数日の期間を与えなければならない。

## 【参考】

### ○ 学校教育法第11条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

### ○ 学校教育法施行規則第26条（高等学校関係分）

- 1 校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当っては、児童等の心身の発達に應ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。
- 2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長（大学にあっては、学長の委任を受けた学部長を含む。）が行う。
- 3 前項の退学は、公立の小学校、中学校（学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。）又は特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。
  - ① 性行不良で改善の見込がないと認められる者
  - ② 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
  - ③ 正当の理由がなくて出席常でない者
  - ④ 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者

### ○ 学校教育法施行規則第94条

生徒が、休学又は退学をしようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

平成28年	5月	策定
令和6年	7月	一部改定